

男女共同参画会議（第52回） 議事要旨

日時：平成29年5月25日（木）17:10～17:40

場所：総理大臣官邸4階大会議室

【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
同	高市 早苗	総務大臣（代理 あかま 二郎 総務副大臣）
同	岸田 文雄	外務大臣（代理 岸 信夫 外務副大臣）
同	麻生 太郎	財務大臣（代理 木原 稔 財務副大臣）
同	松野 博一	文部科学大臣
同	石井 啓一	国土交通大臣（代理 田中 良生 国土交通副大臣）
同	松本 純	国家公安委員会委員長
同	加藤 勝信	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	佐々木 則夫	十文字学園女子大学副学長
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	志賀 俊之	日産自動車株式会社取締役副会長
同	高橋 史朗	明星大学特別教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	松田 美幸	福岡県男女共同参画センターあすばる館長
同	室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
同	芳野 友子	日本労働組合総連合会副会長
出席者	石原 宏高	内閣府副大臣
同	橘 慶一郎	復興副大臣
同	堀内 詔子	厚生労働大臣政務官
同	井原 巧	経済産業大臣政務官
同	比嘉 奈津美	環境大臣政務官
同	宮澤 博行	防衛大臣政務官
同	野上 浩太郎	内閣官房副長官
同	杉田 和博	内閣官房副長官

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題  
男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について
- 3 閉会

## 【配布資料】

- 資料 1 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（案）
- 資料 2 - 1 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策（概要）
- 資料 2 - 2 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策（本文）
- 資料 3 - 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶関係（辻村議員提出資料）
- 資料 3 - 2 地域における女性の活躍推進とライフイベントに対応した働き方の推進について（松田議員提出資料）
- 資料 3 - 3 第52回男女共同参画会議議題に関する意見（林議員提出資料）

## 1. 開会

## 2. 議題

### 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について

重点方針専門調査会長の佐藤議員より、重点取組事項の案について説明があった。

#### 資料1

- ・重点取組事項においては、女性活躍推進法の施行から1年あまり経過し、女性活躍が大きくなっているという現状を踏まえたもの。また、第4次男女共同参画基本計画に掲げた成果目標を着実に達成するため、  
働き方改革と男性の暮らし方・意識の変革の推進  
の各界各層における女性活躍推進のための自発的な取組の推進  
の女性に対する暴力の根絶など安全・安心な暮らしの実現  
といった視点に基づき、来年度予算等に反映することにより、重点的に進めるべき具体策について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して、取組を求めている。

#### 【「あらゆる分野における女性の活躍」について】

- ・「あらゆる分野における女性の活躍」については、女性活躍に欠かせない働き方改革や男性の暮らし方・意識変革の必要性を指摘した上で、今後の取組として、いわゆる「女性活躍情報」の「見える化」の徹底や労働市場・資本市場における活用の促進により自主的な取組を促すことが求められる旨指摘している。
- ・「1. 女性活躍に資する働き方改革の推進」においては、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など<長時間労働の是正>、<非正規雇用労働者の待遇改善>、<テレワークの推進>、育児休業や介護休業等の円滑な取得、病気の治療と仕事の両立支援等の<ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進>、各種調達等を通じた<ワーク・ライフ・バランスの推進>等について述べている。
- ・「2. 男性の暮らし方・意識の変革」のうち、<男性の家事・育児等への参画促進>については、男性の育児休業の取得状況の「見える化」、乳児用液体ミルクの普及実現に向けた取組の推進、また、男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進について指摘している。
- ・「3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」については、政治分野、司法分野、行政分野における参画拡大の取組に加え、<女性活躍情報の「見える化」の徹底等>として、女性活躍推進法に基づく女性活躍情報の「見える化」とその周知の徹底、同法施行3年の見直しに向けた検討等、<企業における女性の参画拡大に向けた取組の推進>、<理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性活躍推進に向けた取組>、<女性の起業に対する支援の強化>、<地域における女性活躍の取組>について述べている。また、農山漁村、スポーツ分野、職種・分野ごとの女性活躍

の取組の推進についても言及している。

【「 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」について】

- ・「 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」として、暴力の根絶、女性活躍のための安全・安心面への支援、生涯を通じた女性の健康支援の強化等について述べている。
- ・「 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、女性活躍の前提となる基本的な課題であるとの認識の下、＜性犯罪への対策の推進＞、先般（5月19日）取りまとめられた「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」等に基づく＜若年層を対象とした性的な暴力の根絶＞、＜ストーカー事案への対策の推進＞、＜配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等＞、＜女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり＞について、取組を求めている。
- ・「 2. 女性活躍のための安全・安心面への支援」については、＜ひとり親家庭等への支援＞等について、「 3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化」においては＜性差医療に関する調査研究＞に加え、＜不妊治療に関する支援＞や＜企業における女性の健康保持の促進＞等について述べている。

【「 女性活躍のための基盤整備」について】

- ・「 女性活躍のための基盤整備」では、子育て基盤の整備、女性活躍の視点に立った制度等の整備について述べている。
- ・「 1. 子育て、介護基盤の整備」においては、＜待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備＞について、「 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備」においては、マイナンバーカードの旧姓併記に加え、パスポートについての旧姓併記の条件緩和など＜旧姓の通称としての使用の拡大＞、＜男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の推進＞のほか、＜女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し＞について述べている。

佐藤議員の説明の後、加藤大臣から、「いわゆるアダルトビデオ出演強要・JKビジネス問題」について、4月に集中月間と位置付けた「緊急対策」を実施して、去る5月19日に政府の対策会議を開催し、資料2-1及び資料2-2のとおり今後の対策を取りまとめ、今後は、これに基づき取組を進めていく旨報告があった。

資料2-1 資料2-2

これまでの報告・提案を受け、有識者議員から以下のような意見が述べられた。  
(柿沼議員)

- ・佐藤議員から御発言のあった3つの視点であるが、これからの男女共同参画で進めていただきたいのは、男性側の意識改革。特に、地域の男性の社会参加・家庭参加について、企業の上司の理解あるいは地域の男性自身の理解を深めてもらいたい。
- ・子育て支援を進めてもらっているが、年齢が高くなって子どもを持った女性が働き続ける中で、親の介護が重なるというダブルケアの問題も生じてきている。在宅ケアが進んでいるが、そういった点にも焦点をあててもらいたい。
- ・JKビジネスへの取組みをしっかりと進めてもらいたい。

(佐々木議員)

- ・スポーツ分野における女性の活躍推進について、近年、五輪で金メダルを獲得する女性が増えている。日本の女性は、世界で躍進できる。しかし、スポーツに女性が関わるといことが多くない中で、これからは、もっと女性が活躍する方向に社会が変わることにつながるための方策も考えてもらいたい。

(志賀議員)

- ・あらゆる分野での女性の活躍に関しては、男性が持つ無意識の偏見を徐々に減らしていくことが重要。この仕事は女性には無理だと無意識に意識をしているケースがある。無意識の偏見により、女性にチャレンジとなる仕事を与えられないこともある。無意識の偏見をとるトレーニングをする、自分に無意識の偏見があるということを知覚することで、そういうことをなくすという側面がある。
- ・理系女子を増やすことは非常に重要なテーマだと考える。理系に進む女性が少ない理由の1つとして、例えば、小学校の時から、算数や理科の先生は男子生徒の関心を引く教え方や実験をする傾向があると聞く。こうしたところから改善しておく必要がある。
- ・女性の起業について、女性のベンチャーキャピタリストから聞くところによると、起業することは、自分の時間と場所を選ばないという。女性の起業は、働く場所・時間をフレキシブルにする1つの方法である。

(辻村議員)

- ・「女性に対する暴力に関する専門調査会」会長としての立場から、「女性に対する暴力の根絶」に向けた施策に関して、特に2点申し上げる。 資料3 - 1
- ・「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の設置促進について、「第4次男女共同参画基本計画」における「平成32年までに各都道府県最低1か所設置」という成果目標も踏まえ、現在、各都道府県への設置が進められているところ。本年5月時点で38都道府県にまで設置が広がり、残りは、お手元の資料の一番下の参考に記載しているとおり、9県となっている。

今年度から、内閣府で「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設するなど、都道府県の取組を財政的に支援することとしているが、センターの各都道府県での早期設置とその安定的な運営はもとより、性犯罪の見直しの法案が国会に提出されている中、被害者に対する関係機関の連携した対応に、今後とも、しっかりと取り組んでいく必

要がある。

- ・アダルトビデオ出演強要問題と「JKビジネス」問題等に関する今後の対策について、この問題については、「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、本年3月に現状と課題を整理した報告書を取りまとめ、専門調査会でも随時フォローアップをしていくこととしているので、各大臣におかれても、今後、この対策を着実に実施していただきたい。
- ・このほかにも、ストーカー事案や配偶者等からの暴力への対策など、様々な取組がある。各大臣におかれては、引き続き、暴力の根絶に向けた積極的な取組をお願いしたい。

(松田議員) 資料3 - 2

- ・地域女性活躍推進交付金による支援の充実はありがたいが、市町村には、女性活躍推進担当の職員がほとんどいない。小規模の自治体にとっては交付金の活用が困難なので、市町村職員の人事配置について、ぜひ働きかけをお願いしたい。
- ・ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進について、福岡県においては、女性活躍推進法施行から1年を機にアンケート調査をしたところ、そこで浮上した課題は、男性の性別役割分担意識や、家父長主義の影響が強い。子育て世代の女性だけに過度な配慮がされ、男性の育児休暇がなかなか取れないという状況が見受けられるので、そういった状況を踏まえた支援策が必要ではないかと考える。

(室伏議員)

- ・理工系女性人材の育成・活用について、日本を含めた世界は大きな変動の時代を迎えている中で、数多くの課題を抱えている我が国においては、新たな活路を開くことが必要。そのためには、社会構造・ニーズの変化に対応し、イノベーションを創出できる人材の育成が不可欠。従来の考え方にとらわれることなく、新たな科学技術・学術の発展を推進することが重要であるところ、理工系の素養に基づく女性の視点・考え方が大きな意味を持つ。他の先進国より立ち遅れている理工系の女性人材の育成と環境整備に向け、多様な取組を推進するための支援をしてもらいたい。

(芳野議員)

- ・生涯を通じた女性の健康支援はいずれも重要な取組である。連合の2017春季生活闘争においても不妊治療と仕事の両立に向け、取得理由に不妊治療を含めた休暇等の制度整備に取り組んでおり、構成組織・加盟組合で不妊治療に関する制度整備も進んでいる。これらの取組については権利の尊重が大前提であることは言うまでもない。安心して制度を利用するために、引き続きリプロダクティブ・ヘルスだけでなく、(リプロダクティブ・)ライツも含めた男女双方に向けての教育・周知の推進をお願いしたい。
- ・長時間労働は組織的な問題でもあるため、経営者・管理職の意識改革の推進にとどまらず、関係省庁と連携を図りながら法律の整備と一体的に具体的な取組をすべきである。

(高橋議員)

- ・リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツについては、子どもの権利・胎児の生きる権利も考慮しなければならず、女性の自己決定権だけが一方的に主張されるのは、バランスを欠く。

(加藤大臣)

- ・林議員から書面にて意見の提出があった。資料3 - 3

続いて、閣僚等から、以下のような発言があった。

(松野文部科学大臣)

- ・文部科学省においては、女性の活躍推進のため、
  - 育児等で離職した女性の学び直しを促進するための短期プログラムの認定制度の創設、地方公共団体等と連携した一体的なキャリア形成支援
  - 理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性の活躍に向けた、研究と生活の両立やリーダー育成に係る取組、女子生徒等の理系進路選択に係る取組の充実
  - スポーツ分野における女性活躍の推進のための女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や医科学サポート等の支援プログラム等を実施していく。今後とも、女性が輝く社会の実現に向けて、「重点取組事項」に盛り込まれた施策を着実に実行していく。

(あかま総務副大臣)

- ・総務省では、5月17日に公布された地方公務員法等改正法において、女性が約7割を超える臨時・非常勤の地方公務員に関し、これまで認められていなかった「期末手当」の支給が可能となっており、今後とも、適正な勤務条件の確保に向け、必要な取組を推進していく。
- ・また、テレワークはライフステージに応じた働き方の実現に資するものであり、女性の活躍推進に大きく寄与するものと考え。テレワークの普及について、今年度から2020年までの毎年、東京五輪の開会式が予定されている7月24日を「テレワーク・デイ」として、企業等が一斉にテレワークを実施する日にしている。総務省は、テレワーク施策の主管官庁として、キャンペーンサイトの開設やイベントの開催などを通じて、広く企業や自治体に周知して、参加を促していきたい。
- ・このほか、地方公務員、消防吏員等について、各種研修の実施や先進事例の提供による女性活躍促進や、マイナンバーカード等への旧姓併記のためのシステム改修、「いわゆるアダルトビデオ出演強要・JKビジネス問題」への対応等、引き続き女性活躍の推進に向けた取組を進めて参りたい。

(堀内厚生労働大臣政務官)

- ・厚生労働省では、委員の方々からいただいた御意見も受け止め、女性活躍推進のために、大きく次の3つの分野に取り組む。
- ・まず、「女性活躍に資する働き方改革の推進」のため、長時間労働の是正に向けた取

組強化、非正規で働く方々の正社員転換や同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善などを進める。

- ・また、「あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」のため、女性活躍推進法のさらなる実効性の確保、リカレント教育や再就職に関する支援など、女性が活躍しやすい環境の整備に取り組む。
- ・このほか、子育て・介護の受け皿確保、男性の育児休業等の取得促進等による暮らし方・意識改革など、あらゆる方面から女性活躍を推進する。

「重点取組事項」については、案のとおり決定した。

最後に、議長である菅官房長官から発言があった。

- ・有識者議員の皆さま、及び重点方針専門調査会の委員の皆さまにおかれては、活発な御議論をいただき感謝申し上げます。
  - ・6月初旬に、すべての女性が輝く社会づくり本部で取りまとめる、「女性活躍加速のための重点方針2017」に盛り込むべき施策について、本日、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」として、会議の意見を決定した。
  - ・関係閣僚におかれては、本日決定した意見を踏まえ、
    - 各界各層における女性活躍情報の見える化の徹底と、労働市場・資本市場における活用の促進
    - 「働き方改革実行計画」を踏まえた長時間労働の是正や同一労働同一賃金、柔軟な働き方の推進など女性活躍に資する働き方改革に向けた取組
    - 女性活躍推進や働き方改革と密接不可分の関係にある男性の暮らし方・意識の変革に向けた取組
    - 先般取りまとめた「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」の推進
    - マイナンバーカードやパスポートなどにおける旧姓使用の拡大に向けた取組の推進
- などについて、積極的に具体化を図っていただきたい。

以上